

2017年  
2月号  
No.32

カンボジアプノンペンから発信

# スタ通

— スターツ通信 —



5周年スターツオリジナルカクテル、「From Phnom Penh with Love」。

この日の為のラッフルズ特製。ブルーの色はスターツのコーポレートカラー、赤いサクランボは日の丸をイメージ。甘く無いピターな味が楽しめます。ピターはプノンペンの5年間の事業経験を表現しています。

楽しめます。ピターはプノンペンの5年間の事業経験を表現しています。



## プノンペン通信

### スターツカンボジア、「地域に根付く仕事を」 設立5周年の謝恩パーティ開催

スターツカンボジアは2016年9月に設立5周年を迎えたことから、1月20日、ラッフルズホテル・プノンペンで謝恩パーティを開きました。この日のために考案したブルーのオリジナルカクテル「From Phnom Penh with Love」での乾杯に始まり、スターツカンボジアの今後の事業展開についても簡単に説明させていただきました。

スターツカンボジアは不動産仲介事業のほかに、自社施工・運営のホテル(地上19階建て)の建設を進めています。2018年春の開業を目指し、ホテル利用のみならず長期のご滞在も可能となります。土地の選定、企画・設計、建築、運営まですべて自社で担う、カンボジアの日系企業としては希少な自社プロジェクトです。

パーティには、堀之内秀久・駐カンボジア日本大使、国際協力機構(JICA)カンボジア事務所の安達一所長、カンボジア日本人商工会の有井淳会長はじめ90人超のお客様にご参加いただきました。堀之内大使からは、「スターツカンボジアの自社プロジェクトを

通した人材育成は、日本とカンボジアの結びつきをより強固にし、双方にとって有益なものだと思います」との言葉をいただきました。

スターツコーポレーション(東京本社)からは弊社副会長の関戸博高と、スターツカンボジア責任者の荒木祥久があいさつに立ちました。関戸は「5年前、この国で自分たちが事業をやっているか分からないほどでした。皆様に助けていただき、ここまで育つことができました」と、感謝の言葉を述べました。また、荒木は「これからも真に地域に根付いた事業を展開したいと思います」と新たな決意をお伝えしました。



第8回

## 日本人学校通信

### 校歌と校章ができました!

昨年12月21日に、義家弘介文部科学副大臣様・堀之内大使様をはじめ、多くのご来賓のご臨席のもと、校歌校章制定記念式典を実施しました=写真右。



校歌は、カンボジアでの学校づくり等、多大な貢献をされている「JHP学校をつくる会」代表の小山内美江子様による作詞、元海援隊の千葉和臣様による作曲です。また、同じく学校づくりで貢献されている藤原紀香様がメッセージと歌をビデオで披露してくださいました。

校章は、子ども達・保護者・教職員のアイデアをもとに、グラフィックデザイナーの坂本裕子様が作成してくださいました=写真左。

共に、カンボジアに相応しい素敵な校歌と校章をいただき、子ども達共々大変うれしく思っています。これで、学校としての体裁も整いました。ますます楽しい学校(知的遊園地)創りに、励みたいと思います。



電: 092-882-140 住: No. 205B, Street Lum  
メール(日本語): jimukyoku.jp@jssp.edu.kh HP: www.jssp.edu.kh

## 団体・サークル紹介 In Phnom Penh



Name

### カンボジア稲門会(早稲田大学同窓会)

代表者: 奥田 知宏 (095-587-211/okuda@os-fcp.com)

連絡先: 林 佳延 (017-333-785/hayashi@kh.toyota-tsusho.com)

早稲田大学は遺跡の修復や留学生の受け入れなど、カンボジアと古くから関わりがありました。「カンボジア稲門会」は早稲田大学卒業生の同窓会。昨年、2017年4月の正式発足に向けて準備をしており、現在24名(うち3名がカンボジア人)が参加しています。進取の精神で日カン両国の絆が生まれるような会にしていきたいと考えています。

早稲田卒の皆様、ぜひ事務局までご連絡下さい。今年4月の発足記念パーティーと一緒に盛り上げて下さい。





ウィークエンド飲茶フェア

香宮レストランの手作り飲茶が食べ放題。シェフ手作りの品々をテーブルサービススタイルで思う存分お楽しみください。

- 日時:毎週土曜、日曜 10:30~14:30
- 場所:香宮レストラン(ホテル2階)
- 料金:21.19US\$ (お1人、税サ込)

プールサイドBBQ

毎週土曜日のプールサイドでのBBQの時間が変更になりました。2月はオーストラリアンビーフを中心にしたグリルをお楽しみください。料金にはプールの利用も含まれていますので、少し早めに来てゆっくりとした土曜の午後をお過ごしください。

- 日時:毎週土曜 17:30~20:00
- 場所:ホテルプール(ホテル3階)
- 料金:25US\$ (お1人、税サ込)、12歳以下は半額。お飲み物別。プール使用料込。

Add : No.296, Mao Tse Toung Blvd  
Email : phnompenh@interconti.com web : www.intercontinental.com



日本料理「八」に新メニュー!

「八」に新しいメニューが登場しています。ランチにはお得なセットメニュー(\$15.00税サ別)も。日本人料理長・片山泰宏氏による、本格的な和食をぜひお試しください。

ヴァレンタイン・スペシャル

イタリアンDo Forniでは、ヴァレンタインのディナーにぴったりの4品のコースメニューをご用意しております。Le Barでロゼ・シャンパンを味わい、café Chocolatで特別なスイーツもお楽しみください。

オイスター・フェスティバル

2月の楽しみはフランス産オイスターです。フランス・カンカルから直輸入のカキをLe Barでお楽しみください。

Add : No.26, Sotheaors Blvd., Sangkat Tonle Bassac, Khan Chamkarmon  
Email : H6526@sofitel.com Tel : 023-999200 Facebook : Sofitel Phnom Penh Phokeethra

プノンペン5つ星ホテル  
プロモーション情報

Five Star Promotion

※スターツカンボジア・カードをお持ちの方は15%オフになります。



マイ・スタイリッシュ・ヴァレンタイン

シェフ・ウィルキンソンの情熱を込めたヴァレンタインのセットディナーです。エレファントパーの名物カクテル「ファム・ファタル」で始まる4品のコース。思い出の一夜をお過ごしください。

- 日時:2月14日(火)午後6時半~10時半
- 場所:レストラン・ル・ロイヤル ●料金:140US\$ (お2人、税サ別)

アーリー・ヴァレンタイン・ブランチ

週末のひとつ、特別な人と、特別な時間をランチでゆっくりと過ごしませんか。

- 日時:2月12日(日)正午~午後3時
- 場所:レストラン・ル・ロイヤル
- 料金:68US\$ ワイン、「ファム・ファタル」飲み放題(お1人、税サ別) 78US\$ シャンパン、ワイン、カクテル、ソフトドリンク飲み放題(お1人、税サ別)

Add : 92 Rukhak Vithei, Khan Daun Penh, Sangkat Wat Phnom  
Email : dining.leroyal@raffles.com Tel : 023-981-888  
Web : www.raffles.com/phnom-penh/



Vol.20 JARU パンケンコン店  
BBQポークセット \$7.5

プノンペンでは「老舗」の部類に入る韓国家庭料理JARU。王立プノンペン大学近くの1号店から、頑固な店主がようやく中心部のパンケンコンに2号店を出したのは2年ほど前のこと。1号店の3倍はあろうかという広いフロアですが、昼も夜も常連客でにぎわっています。



BBQポークセット

ランチ時のおすすめは、やわらかな豚肉を炭火焼で香ばしく焼いた一品に、豆腐・肉入りのキムチチゲと、サイドディッシュ、ライスまでついたセット。サンチュがたっぷりついてくるので、お好みでにんにくスライスや青とうがらしを一緒にくるめばヘルシーな食事になります。



スンドゥブチゲ

JARUといえば、スンドゥブチゲ(\$6.5)もおすすめ。やわらかな豆腐と、引き締まった辛さのスープ。あさりのダシが独特のコクを加え、クセになる味です。こちらもおはん、野菜中心のサイドディッシュがたっぷりつきまますので、満足度の高い一品です。

【住所】No.15, St.282, BKK1 【OPEN】10:30~21:30、無休  
【電話】012-450-902

おいしいスポット

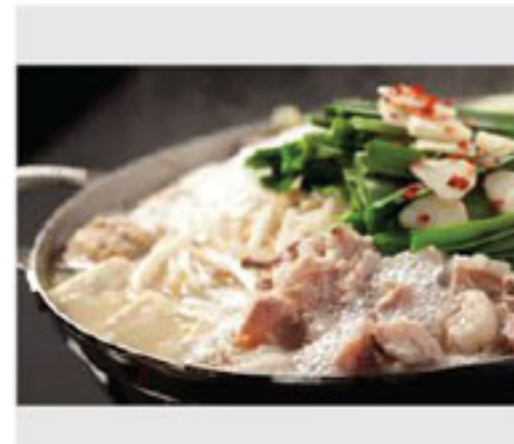
ピッツェリア・マッテオ Pizzeria Matteo



ゆであげパスタや、焼きたてピッツァが人気のイタリアンレストランPizzeria Matteoが、開店1周年を迎え特別プロモーションを実施します。2月1日(水)~5日(日)のディナータイム限定で、お会計の料金が30%割引になります。個室は3部屋。ご予約をどうぞ。

【住所】No.21Eo, St.466  
【OPEN】11:00~15:00、17:30~23:00、無休【電話】070-370-672

シャングリラ Shangri-La



北海道ラーメンの「シャングリラ」は、プノンペンのラーメン好きにすっかり定着しましたが、麺以外の新メニューも続々登場しています。たとえば、もつ鍋。キャベツやニラが山盛りのヘルシーフードです。黒酢の酢豚、アジフライなど自慢の一品料理もお楽しみください。

【住所】No.477, Sisowath Quay  
【OPEN】11:00~15:00、17:30~01:00無休【電話】077-773-022

カンボジアの祝祭日(2月・3月)

2月

11日(土)  
万仏祭(ミアックボーチャー)

3月

8日(水) 国際女性の日

カンボジアでも不動産の事なら「ピタットハウス」のスターツへ  
ホテルカンボジアナーナのロビー階  
Email : pp@startscambodia.com 電話 097-888-8888 STARTS  
TEL : +855-12-803-111 / +855-12-687-111 ※お気軽に日本語でお掛けください。



# スタ通

— スターツ通信 —  
法律情報版



MAR & Associates Law Office

2F, Phnom Penh Tower, #445,  
Monivong Blvd. (St. 93/232),  
Phnom Penh  
Email : info@jblmekong.com  
Tel : 023-640-5621

## カンボジア不動産法 その1

### 1. カンボジア不動産法の概論・歴史

カンボジアでは、1975年に始まったクメール・ルージュ政権において、全ての不動産が国有化され、私的にこれを所有することができなくなりました。

その後カンボジアでは新政府が発足し、1992年土地法によってカンボジア人による土地の私的所有が認められ、続いて憲法にもその旨が明記されました。

2007年に日本の法整備支援を受けて民法が成立し、2011年に施行されました。同法は、土地法と共に不動産に関する権利義務についても規定しています。

そして、2010年に区分所有建物の専有部分の所有権を外国人に付与する法律が成立、施行されました。同法によって、それまでは認められていなかった外国人による不動産所有が区分所有建物の専有部分に限って認められることになりました。

### 2. カンボジア法上の「不動産」

#### (1) 日本法の場合

日本民法は「不動産」とは「土地およびその定着物」、不動産登記法は「土地または建物」が「不動産」とであると定義しています。

その結果、日本では、土地と建物がそれぞれ別個の不動産として扱われ、土地と建物それぞれについて、これらに関する権利関係の登記が行われます。

#### (2) カンボジア法の場合

他方、カンボジア民法は、不動産とは、土地および建物等をいうと規定し、その上で、「建物…は、土地

から分離されない限り、土地の構成部分であり、別段の定めのない限り、これを独立の権利の対象とすることができない」、「他人の土地に対する権利の行使として、権利者が土地上に建築した建物…は、土地の構成部分とはならない」、「(他人の土地に対する権利の行使として)権利者が土地上に建築した建物…は、他人の土地に対する権利の構成部分とみなす」と規定しています。

上記をまとめると、以下ようになります。

- ①日本民法同様、土地も建物も不動産
- ②しかし、日本民法とは異なり、建物は原則として、土地の一部であり、独立の権利の対象とはならない
- ③ただし、例外として、土地上の建物がその土地に対する賃借権や永借権等の権利に基づいての建築された場合には、その建物は、賃借権や永借権等の権利の一部とみなされ、土地とは別個の権利の対象となりうる

上記でも難しいかもしれませんので、もう一度噛み砕いて説明すると、

- ①カンボジアでは原則として建物は不動産の一部であり、建物と土地の持主は同じ、しかし、②施主が土地を借りて建物を建てる場合には例外的にその建物の持主と土地の持主は別ということになります。

このように、建物の所有権は土地とは独立して存在しないことから、建物に関する登記簿や権利証は区分所有建物を除いては作成されておらず、登記簿や権利証は、土地についてのみ作成されているため、注意が必要です。

(MAR & Associates Of Counsel 村上 暢昭)



2017年  
2月号  
No.32

カンボジアプノンペンから発信

# スタ通

— スターツ通信 —  
保険情報版



TOKIO MARINE

タイ国東京海上火災保険株式会社

## 【カンボジアの自動車事故について】

近年、カンボジアでは自動車事故による死亡者数の増加が問題視されてきました。今回はその自動車事故の推移と傾向について確認していきます。

## 【カンボジアの交通事情】

上記の問題に対し、カンボジア政府は2015年に交通法の改正を実施、違反に対するルールを厳罰化したことで、2016年度の死亡者数は前年比で15%減少した\*と結果が報告されています。しかし死亡者数そのものは減少したものの、自動車保有台数に対する死亡者数は依然として高く、日本に比べて約80倍\*\*もの死亡事故率となっております。

\*Phnom Penh Post 記載のカンボジア警察による提供情報を参照

\*\*自動車1台当たりの死亡事故：(カンボジア:約250台に1人、日本:約20000台に1人)

### 《自動車事故死亡者数の推移》

年度	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年
交通事故死亡者数	1,894人	1,901人	2,148人	2,265人	1926人*

\*2016年死亡者数:2015年11月-2016年11月分データ参照

(日本国大使館発行の“安全情報”を元に弊社にて作成)

## 【カンボジアの交通事情】

カンボジアでは、以下の通り「夜間は朝方に比べ死亡事故の発生率が高い」という特徴が見られます。夜間における視界不良や飲酒運転が要因と推測できますので、出歩く際は車道から距離を取るなどして自動車に対し注意を払い、自動車にて移動される際もシートベルトの着用を徹底ください。

### 《カンボジア自動車事故発生割合(時間別)》

時間帯	6:00-8:00	8:00-10:00	10:00-12:00	12:00-14:00	14:00-16:00	16:00-18:00	18:00-20:00	20:00-22:00	22:00-24:00
自動車	5.0%	7.0%	7.0%	8.0%	8.5%	13.0%	18.0%	13.0%	9.0%
歩行者	5.0%	13.0%	9.0%	9.0%	10.0%	12.0%	19.0%	11.0%	3.0%

(日本国大使館発行の“安全情報”を元に弊社にて作成)

## -Hot News-

2016年12月に交通法の新法案が可決され、2017年に施行予定というニュースが報じられました(2017年1月12日現在)。各種報道によると新法案の内容は以下の通りとなっており、小型二輪車の免許撤廃については今後の死亡事故増加が懸念されますが、そのほかは基本的に厳罰化された模様です。

- 免許取得制限の下限の引き上げ (16歳から18歳へ変更)
- 小型二輪車の免許撤廃
- 無免許または免許停止期間中の運転に対する刑罰の強化 (6か月以下の禁固及び最大400万リエルの罰金)
- 2度目以降の車両証明、ナンバープレート無しの自動車運転に対する罰則強化 (最大100万リエルの罰金)



2017年  
2月号  
No.32

カンボジアプノンペンから発信

# スタ通

— スターツ通信 —

As One Language

日本語・英語翻訳なら  
アズワンランゲージにお任せください

お気軽にお問合せください

Email: info@asonelanguage.com

電話: +81-(0)6-6532-1202

## ビジネス文書 in イングリッシュ 書き方&テンプレート#5 「懲戒処分通知(出勤停止)」

前号に引き続き、懲戒処分通知の書き方をご紹介します。今回はより重度の懲戒処分「出勤停止(Suspension)」について、書き方のヒントとサンプルをご覧ください。

一般的に書くべき内容は、日本語の場合とあまり変わりません。1 従業員の 名前、2 懲戒処分の種類・内容、3 処分の理由、4 違反規則名、5 出勤停止期間、6 是正されない場合の処分、7 担当者の名前・署名です。具体的な出勤停止期間やその間の賃金・社会保険などについては、各企業様の就業規則で定められた懲戒規定、およびカンボジア王国の法律に基づいてご判断ください。

### 《チェックリスト》

- ・丁寧な表現で、事実を明確に伝える。
- ・非難する表現を避ける。
- ・理由は、具体的にわかりやすく説明。  
(職務怠慢、勤務成績不良や規則違反など)
- ・できれば、会社レターヘッドを使用。

Date

Employee Name

Address

① 従業員の名前

② 処分の種類・内容

Subject: Disciplinary Suspension without Pay

Dear Employee Name:

③ 処分理由

This letter will confirm our discussion today during which you were advised that your recent performance is not acceptable, specifically refusal to follow supervisor's instructions is considered as insubordination under Article 8 of Company ABC's Working Regulations, Professional Conduct and Performance.

④ 違反規則名

We rely upon each employee to perform their jobs to the best of their ability and at a satisfactory level as well as to abide by our policies, which are designed to make our working environment a positive and productive one. As a member of our team, when you fail to meet these expectations, it has a negative effect on the company, which is not acceptable.

Due to the seriousness of the situation and as outlined in the written warning you received on 5 December 2016, you are receiving a five-day suspension without pay. The Suspension will be served on 11 Feb 2017 and be reflected on your pay of 30 February 2017. You are expected to return to work on 15 February 2017. If there is a need to again have a discussion arising from a lack of corrective action being taken by you, the company reserves the right to impose further disciplinary actions, including further suspension without pay and termination of employment.

⑤ 出勤停止期間・復帰日

Should you require assistance or have any concerns going forward, please do not hesitate to discuss them with me. We continue to believe that you can be a valuable part of our team in the future and look forward to seeing positive actions and results from our discussion.

⑥ 是正されない場合の、次段階の処分

Sincerely,

Manager's Name

⑦ 担当者の名前・署名

詳しい内容と例文&サンプルテンプレートは、  
弊社オフィシャルブログ  
<http://asonelanguage.blog.fc2.com/>  
をご覧ください。



### ●アズワンランゲージ代表 杉本直子 (翻訳者 / 翻訳品質管理責任者)

カリフォルニア州立大学卒業。大手半導体メーカーの社内翻訳を経て、2006年に翻訳専門のアズワンランゲージ株式会社を設立。現在、カンボジア系米国人の夫と息子達と共に大阪在住。子育てと翻訳業務に奮闘しています。日本翻訳連盟、American Translators Association (米国翻訳者協会) 会員。

日英翻訳歴12年以上。米国・日本・カンボジアに在住歴がある日本人翻訳者と英語ネイティブ翻訳者のチームが責任をもってご対応いたします。

まずは [info@asonelanguage.com](mailto:info@asonelanguage.com) までお気軽にお問い合わせください。

アズワンランゲージ株式会社 | 大阪市西区西本町1-8-2 三晃ビル3階 | +81-(0)6-6532-1202



2017年  
2月号  
No.32

カンボジアプノンペンから発信

# スタ通

— スターツ通信 —

カンボジアでも不動産の事なら  
「ピタットハウス」のスタートへ

賃貸・売買 ピタットハウス

TEL : +855-12-803-1111  
+855-12-687-1111

お気軽に日本語で  
お掛けください。

Email : pp@startscambodia.com  
ホテルカンボジアーナのロビー階

## プノンペン♪ハッピーライフ ②

Phnom Penh Happy Life ----->

### 長期にお部屋を空けるとき

クリスマスや年末をすごし、ほっと一息もつかの間。カンボジアのお正月(クメール正月)は4中旬にやってきますし、新年度を迎え、日本に一時帰国と言う方も多いのではないのでしょうか。

カンボジアの年末年始は、通常営業のところも多いですが、クメール正月はお手伝いさんやクリーナーさんも一斉にお里へ帰省します。長期でお部屋が空くこの時期、ひと工夫あると、気持ちよく安心して過ごせます。

海外では、決まった日時に定期的にお部屋にお掃除が入るアパートメントが多い中、日本人は、留守宅に他人が入るのに慣れていない人がほとんどです。また、クメール正月の期間だけ、ふだんとは違うクリーナーさんが入ることも考えられます。

そこで、次のような点に留意されることをおすすめします。



#### 留守宅時の注意

1. アパートのマネジメント事務所もしくはスタートに留守宅になることを伝える。
2. 貴重品、アクセサリなどは、金庫など見えないところにしまってゆく。
3. 靴、サンダル、サングラス等、目を引くものは棚の中やクローゼットに。
4. 冷蔵庫の中の生鮮食品は捨てておく
5. 置物や絵画などがある部屋は、写真を撮っておく。

楽しい休暇や忙しい一時帰国のあとに、また気持ちよく当地で生活するための、ちょっとした工夫と気遣いです。どうぞご参考に。